

に付、帝國に於ては相互の方針の下に外國人に對する是等諸項に關し、現行法以上に寛大なる取扱を爲すことに改め
差支なき態度を取るべき旨併せ訓令し更に其の後に於ける訓令を以て前記方針を敷衍し本邦政府に於ては前記方針
を採用せる要旨は世界の門戸を開放し並に帝國の通商航海に對し公平なる待遇の享受を希望すると同時に佛、白等今
回の戰争により慘禍を蒙れる諸國に對しては、其の回復に必要な過渡的時代に於て優先的待遇を與ふることを承認
せんとするものに外ならず、尙永久的措置に關するものとして列記せられたる事項中六は佛領印度支那に於ける本邦
產貨物に對する關稅上の區別的待遇を除去せんとする趣旨に出でたるもの、七は英國等が將來植民地との間に特惠關
稅制度を實行する場合には右特惠關稅を本邦其の他締盟與國の通商航海に對し無條件に均霑せしめるの必要はなしと
するも、本邦の利益を害せざる爲めに相當考量を加ふるの義務あることを明確ならしめんとするの趣旨であり、更に
又帝國臣民の海外發展上締盟各國に於ける一般外國人の居住權、各種營業權、土地所有權、鑛山權等に對する待遇に
關し現在米國、濠洲、加奈陀に於けるが如き差別待遇が緩和せらるべき趣旨の下に協定成立するに至ることは甚だ望
ましき次第に付、右の如く本邦人に對して土地所有權、鑛山權等を許與する場合、本邦に於ては現在小村條約改正方
針に於て之が許與に決定せるに拘らず依然禁止し居る土地所有權を外國人に開放することゝして差支なく、又鑛山
權、漁業權に付ても日本と關係のある支那等が、之を開放する場合に於ては日本も亦鑛山權等を開放するも差支なき
趣旨なることを明かにした。蓋し本通商經濟事項に關する訓令の要旨は、前述眞の意味の機會均等門戸開放主義を一
般平和に關する原則として講和會議に於て採用せらるゝ様出來得るだけ努力せしむることゝしたのである。

尤も帝國政府の方針に於ては右の如き土地所有權、鑛山權等に對する開放を進んで講和會議に於て主張するも容易
に行われざるべきを看取せるに付其の後講和會議が始まるや否や、是等の問題を講和會議に提出するや否やは講和全
權の裁量に任すべきことを重ねて訓令するに至つたが、前記ウイルソン提議世界恒久平和基礎條件たる十四ヶ條の如
ることは世人の知る通りである。

第二節 講和會議に於ける通商經濟規定

第一款 總論

巴里講和會議に於ては、講和基礎條件に關するウイルソン十四ヶ條中の第十四則に基き（附記參照）世界恒久平和
維持の機關たるべき國際聯盟組織に關する委員會と、戰敗國たる獨逸、壞地利、洪牙利、ブルガリア、土耳其に對す
る講和條件決定に關する委員會とに分れたるが、前者に關する規定も亦後者を規定する對獨和平條約等の第一編とし
て編入せられ以て對獨和平等と聯盟規約とは不可分のものとせられた。同様對獨和平條約中に規定せる一般通商事項
は、軍縮に關する規定等と共に世界平和維持の建前より公正なる規定を先づ片務的に戰敗國に對して課し、漸次同種
規定を國際聯盟國たる一般文明國間の條約中に規定するの趣旨であつた。例へば千九百十九年（大正八年）六月二十
八日ヴェルサイユに於て調印せられたる對獨和平條約の構成を見るに同條約は本文と議定書とに分れ、内條約本文は
前文、第一編國際聯盟規約（第一條乃至第二十六條）、第二編獨逸國の境界（第二十七條乃至第三十條）、第三編歐洲
政治條項（第三十一條乃至第一百十七條）、第四編獨逸國外に於ける獨逸國の權利及利益（第一百十八條乃至第一百五十八

條)、第五編陸軍、海軍及航空條項(第百五十九條乃至第二百十三條)、第六編俘虜及墳墓(第一百十四條乃至第二百二十六條)、第七編制裁(第二百一十七條乃至第二百三十條)、第八編賠償(第二百三十一條乃至二百四十七條)、第九編財政條項(第二百四十八條乃至第二百六十三條)、第十編經濟條項(第二百六十四條乃至第三百十二條)、第十一編航空(第三百十三條乃至第三百二十條)、第十二編港、水路及鐵道(第三百二十一條乃至第三百八十六條)、第十三編勞働(第三百八十七條乃至第四百二十七條)、第十四編保障(第四百二十八條乃至第四百三十三條)、第十五編雜則(第四百三十四條乃至第四百四十條)及末文とよりなり、附屬議定書は前記條約本文中の或條項に關する履行條件を明確ならしむる爲め設けられたる過渡的規定にして、第一號乃至第六號より成つてゐた。而して前記條約本文中通商、經濟に關する第十編乃至第十二編所掲の諸規定は、聯盟規約第二十三條を敷衍せる性質のものであつた。尤も第二十二条に於て委任統治に關する規定を設けたが、講和條約締結後主要聯盟國間のみに於て各委任統治地域に付同規定を施行せる所謂委任統治條項(mandates)が調印せられた。右委任統治條項中には受任國が同委任統治地域内に於て他の聯盟國との通商航海に關し遵守すべき義務に付規定するところがあつた。尙對獨平和條約第十三編は、第一編國際聯盟組織に關する規定と最も密接なる關係を有する國際勞働機關の組織に關し規定したものである。

同様對奧、對洪牙利、對ブルガリアとの平和條約に於ては、前記對獨平和條約に對すると等しく各第一編及第十三編に於て聯盟規約及國際勞働機關に關し全然同一の規定を挿入し、其の他第十編等の通商、經濟に關する規定に付ても略々同一の規定を挿入した。然るに土耳其に付ては一九二〇年八月二十日セーヴルに於て、前記對獨平和條約等同一の形式による平和條約調印せられたるも、其の後土耳其はアンゴラを根據とするケマルパンヤの蹶起に因り右セーブル條約は批准を見るに至らずして無効となり、其の後改めて一九二三年(大正十二年)七月二十四日ローランに於て聯合國は、ケマル政府との間に平和條約を調印した。右平和條約は對獨平和條約等とは全然別個の形式が採用せられて聯合國は、ケマル政府との間に平和條約を調印した。右平和條約は對獨平和條約等とは全然別個の形式が採用せら

れ、通商經濟に關する規定の如きは、平和條約中に挿入せられず別に短期間を有する通商航海條約を調印するに至つた。從て右土耳其との通商關係に付ては後に五章第五節戰後に於ける各國との條約交渉第六款治外法權國との條約交渉中に於て説明することとする。

獨逸等との諸和平條約に於ては、前記の如く第十編乃至第十二編に於て通商經濟に關する各般の規定を定めたるが、之と同時に是等和平諸條約の結果新たに設立を見るに至つた所謂新興國たる波蘭、チエツコ・スロヴァキア、フィンランド、エストニア、ラトビア、リッニア及右諸和平條約の結果新たに領土の大擴張を見るに至つたルーマニア、ユーゴー・スラビア及希臘と所謂主たる同盟國及聯合國(英、佛、伊、日、米)との間に是等新興國等の領土内に於ける少數民族の保護並に右主たる同盟及聯合國の通商航海の保護に關する諸條約が調印せらるゝところとなつた。更に是等諸和平條約締結交渉の機會を利用して、コンゴー流域及スピッツベルゲン諸島に關する一般條約締結せられ聯合國の通商均等待遇の保障に關し詳細規定するところがあつた。次に逐次各項に分ち説明するところあらん。

備考 一九一八年一月八日米國大統領ウイルソンが議會に提示せる平和綱領十四則要旨

第一 外交の公開即ち平和條約は公然之を公表することと、且つ今後國際間には秘密協定を爲さざることと、及び外交は常に公明正大に行はるべきこと。

第二 海洋の自由即ち平時戰時を問はず領海以外の海上交通は絶対に自由たるべきこと。

第三 諸國間一切の經濟的障壁を除去すること、及通商條件の均等を確立すること。

第四 軍備の制限即ち各國國內の安全を圖るに足るべき最少限度迄軍備を制限することとし、之が爲め各國間適當なる保障を交換すること。

第五 各國の植民地に關する要求を公平に調節することと、之を行ふに當りては同時に植民地人民の利益をも尊重すること。

第六 露國の全土より撤兵すること、且露國の制度は露國自身の定むる所に住すこと。

第七 白耳義より撤兵し之を回復すること、且同國の主權に對しては何等制限を附せざること。（永久中立の廢止を指す）

第八 佛國の全土より撤兵すること、被侵入地を回復すること及アルサス・ローレーンを還付すること。

第九 伊太利の國境は民族主義に從ひ整理すること。

第十 境内に於ける諸民族に對し自治獨立の機會を與ふること。

第十一 ルーマニア、セルビア、モンテネグロより撤兵すること、及セルビアには海洋への出口を與ふること、且バルカン諸國の相互關係は歴史的の統治關係、民族關係に鑑み友誼的に之を定むべきこと。

第十二 土耳古の主權は現に土耳其人の住する部分に限らるべきこと、土耳其人以外の諸民族は自治を確保せらるべきこと、且ダーダネルス海峽の自由通路は國際的に之を保障せらるべきこと。

第十三 ポーランドは獨立國たるべきこと、及同國には海洋への出口を與へらるべきこと。

第十四 國際聯盟の組織せらるべきこと即ち國の大小を問はず均しく、政治的獨立及領土保全の相互的保障を獲るに至るべき諸國民の一般的團體が、特別條約に依り組織せらるべきこと。

第二款 國際聯盟規約中に於ける通商規定

國際聯盟規約はウイルソン平和綱領第十四則に基き世界恒久平和維持に關する機構を定めたるものなるが、右聯盟規約は前文及第一條乃至第二十六條及附屬書を以て規定せられて居る。右の中前文に於て冒頭に國際聯盟を組織するに至りたる理由として

「締約國ハ 戰爭ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ 各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ 各國政府間ノ行為ヲ律スル現實ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ 組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ 以テ國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成セムカ爲 紲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス」

と掲げ、第一條乃至第七條に於て國際聯盟構成に關する規定を設け、第八條乃至第九條に於て陸海空軍の制限に關する規定を設け、第十條乃至第十五條に於て國際聯理事會及國際聯盟總會の働きにより國際平和を維持すべき方法を定め、第十六條及第十七條に於て聯盟規約違反國に對する制裁としては、經濟封鎖を行ふべきことを規定し、第十八條に於て祕密條約を防止する爲め條約登録に關する規定を設け、第十九條に於て平和的手段を以て國際情勢の變化に應する爲め國際聯盟の仲介により現行條約の適用不能となりたる規定を再審議すべきことを定め、第二十條に於て聯盟規約尊重の爲め聯盟國に對し右規約に定むる諸規定と兩立せざる他の諸條約を廢棄するの義務を負はしめ、第二十一條に於ては仲裁裁判條約及モンロー主義の如き一定地域の平和確保を目的とする條約は聯盟規約の規定に拘らず其の效力を維持すべきを定め、第二十二條に於て委任統治に關する規定を設け、第二十三條に於て通商經濟に關する規定を設け、第二十四條に於て一般條約による既設各種國際事務局は出來るだけ國際聯盟の指揮下に屬せしむべきを定め、第二十五條に於て國民赤十字篤志機關の設立及協力の獎勵促進に關する規定を設け、第二十六條に於て聯盟總會開催に關する規定を設け、又附屬書に於て國際聯盟原聯盟國として亞米利加合衆國、白耳義、「ボリヴィア」、伯刺西爾、英帝國（加奈陀、蒙太利、南阿弗利加、新西蘭、印度）、支那、玖馬、「エクアドル」、佛蘭西、希臘、「グアテマラ」、「ハイチ」、「ペデアーズ」、「ホンデュラス」、伊太利、日本、「リベリア」、「ニカラグア」、巴奈馬、祕露、波蘭、葡萄牙、羅馬尼亞、「セルブ・クロアート・スロヴェニア」、暹羅、「チエツコ・スロヴアキア」、「ウルグアイ」を規定し、聯盟規約に加盟を招請せられたる國として交戦に參加せざりし中立國を掲げ、其の中亞爾然丁、智利、哥倫比亞、丁抹、和蘭、諾威、「バラグアイ」、波斯、「サルヴァドル」、西班牙、瑞典、瑞西、「ヴエネズエラ」を掲げ、更に第一次國際聯盟事務總長としてサー・ジエトムス・イーリツク・ドラモンドの名を掲ぐることとした。前記附屬書に掲出せられたる諸國の中亞米利加合衆國は、獨逸等との平和條約調印後其の批准を拒否したるが爲め聯盟に加入せざること

となり、支那は對獨平和條約に調印せざりしも、其の後招請により加盟した。又「ヘヂアーズ」國の名は對獨戰爭中英國の手先となりて働きたるヌツカ及メヂナのシエリフたるフツセイン・イブン・アリ(Husain ibn Ali)をヘヂアーズ國王として承認せんが爲め挿入せられしが、右フツセインは其の後現サウド・アラビアの國王たるイブン・サウドの爲めに破れたる爲めヘヂアーズ國は成立を見るに至らなかつた。之れが爲め右ヘヂアーズ國王たるベカリシフ・ゼインの三男フエイサル(Faisal)を主權者として伊拉克國が設けられ、次男アブデュラ(Abdullah)の爲めトルランス・ジョルギヤ國が設けられた。平和條約調印の際前者はA式委任統治地域と認められ、後者はB式委任統治地域と認められ共に英國を受任國と爲したるが、英國は前記對獨戰爭中に於ける行き懸りに鑑み、前者をして一九三一年十月正式に聯盟國の一員に加名せしめた。

國際聯盟規約中通商經濟に關する主たる規定は第二十三條である。同條に於ては先づ前文として「聯盟國ハ現行又ハ將來協定セラルヘキ國際條約ノ規定ニ遵由シ」と規定し、次に
 「(1) 自國內ニ於テ及其ノ通商產業關係ノ及フ一切ノ國ニ於テ男女及兒童ノ爲ニ公平ニシテ人道的ナル勞勵條件ヲ確保スルニ力メ且之カ爲必要ナル國際機關ヲ設立維持スヘシ。
 (2) 自國ノ監理ニ屬スル地域内ノ土著住民ニ對シ公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス。
 (3) 婦人兒童ノ賣買並阿片其ノ他ノ有害藥物ノ取引ニ關スル取極ノ實行ニ付一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ。
 (4) 武器及彈薬ノ取引ヲ共通ノ利益上取締ルノ必要アル諸國トノ間ニ於ケル該取引ノ一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ。

(5) 交通及通過ノ自由並一切ノ聯盟國ノ通商ニ對スル衡平ナル待遇ヲ確保スル爲方法ヲ講スヘシ右ニ關シテハ一千九百十四年乃至千九百十八年ノ戰役中荒廢ニ歸シタル地方ノ特殊ノ事情ヲ考慮スヘシ。

(iv) 疾病ノ豫防及撲滅ノ爲國際利害關係事項ニ付措置ヲ執ルニ力ムヘシ

と規定したるが、右の中通商航海に最も關係ある規定は(4)號である。聯盟國は右(4)號の下に現行又は將來締結せらるべき國際條約の規定に遵據し、他の聯盟國に對し交通及通過の自由並一切の聯盟國の通商に對し衡平なる待遇を確保する爲め方法を講すべき義務を負ひたる次第である。右規定中注意すべきは聯盟國の通商に付ては衡平待遇を確保するが爲め方法を講すべしと規定するに止まり、右衡平待遇の内容如何に付ては、何等規定するところなく、右内容は之を現行又は將來締結せらるべき條約に譲ることゝしたることである。本規定は前記ウイルソン平和原則第三則を受けたるものなるが、同第三則に於ては「諸國間一切の經濟障壁を除去すること及通商條件の均等を確立すること」とありて、其の内容甚だ明確なりしに比し、右(4)號は誠に骨抜きとなりたるものと言はざるを得ぬ。通商障壁の撤廃中最も重視すべき輸出入制限禁止の撤廃は勿論、最惠國待遇の保障すら確保するを得ざりしものである。而も其の後本邦は國際聯盟經濟委員會ゼノア及ジユネーヴ經濟會議其の他各種の一般國際會議に於て本條前文を楯に採り、右衡平待遇なるものゝ内容を規定すべき一般的國際條約の締結を主張したるも充分其の目的を達せざりしものである。而も其の後本邦府は戰後に於ける對外通商根本方針に基き經濟活動の自由、通商條件の均等を國際的一般條約の締結により具體化せんことを努め或程度迄成功せるも、其の結果は後に述べるが如く充分なるものと言ふを得なかつた。即ち一九二一年の交通及通過の自由に關する條約、一九二三年十一月三日の稅關手續簡捷條約及一九二三年十二月九日の國際海港に關する條約中に通商航海の自由均等に關する詳細なる規定挿入せしむるを得たるは満足すべきものなるも、一層重大の關係ある一九二七年の輸出入禁止撤廃條約は種々の條件を附したるが爲め殆ど實效なきものとなり、又本邦の重視せる外國人の待遇に關する一般條約の締結に付ては、一九三〇年及一九三一年兩回に亘り巴里に於て聯盟主宰の下に國際會議開催せらるゝに至りしも殆ど何等の成果がなかつた。

之に反し聯盟規約第二十二條に於ては委任統治に關する規定を定め、今次戰爭の結果從前支配したる國の統治を離れたる植民地及領土にして近代世界の激甚なる生存競争狀態の下に自立し得ざる人民に對しては該人民の福祉發達を計るは文明の神聖なる使命なるにより、右等人民の居住する地域に付主たる同盟及聯合國は特定先進國に對して後見の任務を委任すべく、右委任を受諾する國は聯盟に代り受任國として右後見の任務を行ふべきことを規定した。而して右委任統治地域はA式、B式、C式の三種に分たれた。A式は舊敵國領土に屬したる地域にして、今後最も早き時機に獨立國として認められ得べき地域を充つることゝしたが、主要同盟及聯合國に於ては舊土耳古帝國領メソポタミア即ちイラク國を以て之に該當することを決した。B式とはA式に次ぎ住民文化の程度發達せる地域を充つることゝし、主要同盟及聯合國は舊土帝國領シリア及パレスチナ並に舊獨領西部及中部阿弗利加を以て之に充つることゝした。C式とは住民文化の程度低く、又特殊の事情あるが爲め特定の受任國をして其の領土構成の一部として統治することを便とする地域であるが舊獨領太平洋及印度洋諸島及獨領西南阿弗利加を充つることゝした。而してA式、B式委任統治地域に於ては、各聯盟國の一切の通商、企業に對し均等の機會を確保すべきことを約し、是等の事項に付受任國は何等の特權を有せざることゝした。換言すれば是等地域に於ては恰も伯林條約によりコンゴー流域地方に於て各國民が通商企業上均等の待遇を受け、其の母國たる白耳義國は之に關し何等の特權をも受くるを得ざると同様である。之に反しC式委任統治地域に於ては、前記の如く受任國は本國の構成部分として統治することを許さるゝが故に、受任國の法制は其の儘右委任統治地域に適用せらるゝことゝなるのである。其の結果例へばC式各委任統治地域には當該受任國と同様の關稅定率法を適用し、而して本國と右委任統治地域との間に關稅障壁を撤廢し、之に反し受任國以外の聯盟國に對しては、當該國との通商條約の規定に反せざる限り如何なる差別待遇を爲すも差支なきこととなつた。尤もC式委任統治地域に以上の如き見解を探るは、聯盟規約第二十二條第六項末段「但シ受任國ハ土着人の母國の夫を凌駕するに至つたことを見ても明かである。

備考

聯盟規約第二十二條

民ノ利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス」なる字句の解釋如何に關係するものにして、帝國政府は聯盟規約締結後帝國の傳統的通商政策に對する主張に基き右但書保障の下に受任國は第五項B式委任統治地域同様「且ツ他ノ聯合國ノ通商ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス」べき旨即ち受任國は通商上C式委任統治地域に於ても特遇を享するを得ざるべきことを主張したが、英帝國殊に濠洲は右主張に承服せず、右第六項末段の保障は第五項「尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セザル限り云々」以下即ち信教の自由、奴隸賣買、火酒及武器の取引並に軍事施設及軍事教育の禁遏に止まるべきを主張し、彼我の意見對立せしが日本は結局舊獨領ニュー・ギニアをC式委任統治地域として濠洲に受任を承諾せしむるに當り、右解釋に關する留保を爲すことゝした。蓋し日本は英國等の主張が容認せらるゝときは、舊獨領時代に同地域に於て日本人が有したる椰子林の經營等が濠洲同様の法制適用の結果剝奪せらるべきに至る虞れたるが爲め右の如き留保を爲したる次第なるが、結局右椰子林等は少額なる補償金の下に拋棄せざるべからざることゝなつた。換言すれば帝國政府は世界各委任統治地域に於て通商均等待遇が行はるゝことを最も必要としたりしが故に、南洋委任統治地域に於て本邦が有することゝなるべき通商上の特權を犠牲にすることを覺悟して此の如き主張を爲したるも、終に其の目的を達せざりしものである。因に右帝國政府の通商均等に關する主張が如何に本邦に有利なりしやは、其の後昭和四年世界不況時代以後世界の各方面に於て、本邦生產品に對して差別待遇を爲すに至りしも、前記A、B兩式委任統治地域、コンゴー河流域地方及モロツコの如き各國の通商に對し、均等待遇の保障ある方面に於ては、右様差別待遇の行はれざる爲め、是等諸地域と本邦との通商は大に發展し、英、佛、白等の母國の夫を凌駕するに至つたことを見ても明かである。

「今次の戦争の結果從前支配したる國の統治を離れたる植民地及領土にして近代世界の激甚なる生存競争状態の下に未だ自立し得ざる人民の居住するものに對しては該人民の福祉及發達を計るは文明の神聖なる使命なること及其の使命遂行の保障は本規約中に之を包容することの主義を適用す。」

此の主義を實現する最善の方法は該人民に對する後見の任務を先進國にして資源、經驗又は地理的位置に因り最此の責任を引受くるに適し且之を受諾するものに對しては該人民の福祉及發達を計るは文明の神聖なる使命なること及其の使命遂行の保障は本規約中に之を包容することの主義を適用す。」

委任の性質に付ては人民發達の程度、領土の地理的地位、經濟狀態其の他類似の事情に従ひ差異を設くることを要す。

從前土耳其に屬したる或部族は獨立國として假承認を受け得る發達の程度に達したり尤も其の自立し得る時期に至る迄施政上受任國の助言及援助を受くべきものとす前記受任國の選定に付ては主として當該部族の希望を考慮することを要す。

他の人民殊に中央阿弗利加の人民は受任國に於て其の地域の施政の責に任ずべき程度に在り尤も受任國は公の秩序及善良の風俗に反せざる限り良心及信教の自由を許與し、奴隸の賣買又は武器若は火酒類の取引の如き弊習を禁止し並築城又は陸海軍根據地の建設及警察又は地域防衛以外の爲にする土民の軍事教育を禁過すべきことを保障し且他の聯盟國の通商貿易に對し均等の機會を確保することを要す。

西南阿弗利加及或南太平洋諸島の如き地域は人口の稀薄、面積の狹小、文明の中心より遠きこと又は受任國領土の構成部分として其の國法の下に施政を行ふを以て最善とす但し受任國は土著人民の利益の爲前記の保障を與ふることを要す。

各委任の場合に於て受任國は其の委託地域に関する年報を聯盟理事會に提出すべし。

受任國の行ふ權限、監理又は施政の程度に關し豫め聯盟國間に合意なきときは聯盟理事會は各場合に付之を明定すべし。

受任國の年報を審査せしめ且委任の實行に關する一切の事項に付聯盟理事會に意見を具申せしむる爲常設委員會を設置すべし。」

聯盟規約締結後主要同盟聯合國の間に所謂委任統治條項を調印したるが、右による委任統治地域の要式及受任國の振當ては次の如くである。

第一 A式委任統治地域

舊土耳古帝國領メソポタミア（イラツク）——受任國英吉利（面積三〇一一千平方糸、人口三、五六〇千人）

第二 B式委任統治地域

(甲) 獨領東部阿弗利加——受任國英吉利（タンガニカ面積九五〇、人口五、〇六四）及臼耳義（Ruanda Urundi 面積五四、人口三、五三一）

(乙) 赤道カメリン（舊獨領）——受任國英吉利（東部面積八八、人口七九七）及佛蘭西（西北部面積四二二、人口二、三八九）

(丙) トーゴランド（同上）——受任國英吉利（東部面積三四、人口二九三）及佛蘭西（西部面積五七、人口七三九）

(丁) パレスタイン（ショルニアを含む）（舊土耳古領）——受任國英吉利（面積六八、人口一、三三五）

(戊) シリア（リバノン共和國を含む）（同上）——受任國佛蘭西（面積一九七、人口三、二二三）

第三 C式委任統治地域

舊獨領南洋諸島（赤道以北）——受任國日本（面積二、人口一三一）

(乙) 同上（赤道以南但しナウルを除く）及舊獨領ニューギニア——受任國濠洲（面積二四一、人口五四八）

(丙) ナウル——受任國英吉利（面積〇二二、人口三）

(丁) 西サモア島——受任國ニュー・ジーランド（面積三、人口五六）

(戊) 南西阿弗利加——受任國南阿聯邦（面積八三五、人口三五九）

主たる同盟及聯合の一國として對獨平和條約等により共同的に獨逸等より其の植民地の讓與を受けたる（對獨平和

條約第百十九條）米國はヴエルサイユ講和條約に調印せざりしが故に、從て前記各委任統治地域を定むる所謂委任統治條項に調印せず、又聯盟規約第二十二條の下に各委任統治地域に於て何等の權利をも有せざる次第なるも、米國は講和條約成立後受任國たる英、佛、日、白政府に交渉、主たる聯合國として該地域に於て主たる同盟國と同様の權利を有するべきものなることを主張し其の同意を得た。之が爲め本邦との間にも大正十一年二月二十一日華盛頓に於てヤツブ島及其他の赤道以北の太平洋委任統治諸島に關する條約調印せられた。同條約に於て前文中各南洋諸島に對する

委任統治條項の内容を掲げ、受任國たる日本國は該地域に於て奴隸賣買、武器取引、火酒類の供給、土民に對する軍事教育及陸海軍根據地及築城を禁止すべきこと並に信教の自由を確保する外（第二條第一項）（米國人宣教師は諸島に入國、旅行、居住、財産を取得占有し教堂學校を建設するの自由を得べきこと。）（米國人の既得財產權は之を尊重すべきこと。）（日本及米國間に存する現存諸條約は之を南洋委任諸島に適用すべきことを規定し（第二條）更に特別規定を設け米國及米國人民はヤップ島に於て海底電線の陸揚及無線電信局の設置に關し本邦人及他の外國人と全然均等の地位にあるべき趣旨を以て詳細規定した（附記同上條約第三條、第四條参照）。前記第四條第二項（日米條約を南洋委任統治地域に適用すべきことは、其の結果本邦は南洋委任統治地域に於て米國人民、米國船舶、米國產貨物に對し現行日米條約同様の保護待遇を附與すべしと云ふに止まり、例へば米國產貨物に對しても最惠國待遇を附與する義務を負ふに止まり、之と同時に南洋委任統治地域の產物も亦米國領土に於て最惠國待遇の利益を受くるものなるに付何等本邦に採り不利を醸さざるもの、前記第三條、第四條規定は電氣通信に關する限りB式委任統治地域同様機會均等の特權を米國及米國人に認められたるものと言はずを得ぬ。尙帝國政府としては明治四十三年日米條約の解釋上同條約は各締約國の領土及管治する地域にも適用せらるべきものとの見解を採用し居れるが故に、前記第二條（三）の如き規定なきも日本領土たる南洋委任統治地域に於ては比律賓、巴奈馬運河地帶等同様其の儘日米條約の規定が適用せらるべきものとの見解を探つて居る。

備考 「ヤップ」島及其他赤道以北の太平洋委任統治諸島に關する日米條約

第三條

合衆國及其の國民は現存「ヤップ」「グアム」海底電信線又は將來合衆國若は其の國民の敷設し若は運用することあるべき「ヤップ島」に接續する海底電信線の陸揚及運用に關する一切の事項に付日本國又は他の各國及其の各自の國民と全然均等の地位に於て一切の動產不動產及之に關する利益（土地、建物、住居、事務所、工場及附屬物を含む）を取得し及保持するの權利を有すべし。

（一）合衆國國民は同島に於て無制限の居住權を有すべく且合衆國及其の國民は日本國若は他の各國又は其の各自の國民と全然均等の地位に於て一切の動產不動產及之に關する利益（土地、建物、住居、事務所、工場及附屬物を含む）を取得し及保持するの權利を有すべし。

（二）合衆國國民は第三條の規定に從ひ同島に於て海底電信線を陸揚及運用し若は無線電信局を設置するが爲又は本條及第三條に定むる權利及特權を享有するが爲許可又は免許を受くるの義務を有せず。

（三）海底電信線又は無線電信に依る通信又は運用に關し検閲又は監督を行ふべからず。

（四）合衆國國民は其の身體及財產に付同島出入の完全なる自由を有すべし。

（五）海底電信線若は無線電信局の運用に關し又は財產、人若は船舶に關し租稅、港費若は陸揚に關する課金又は如何なる性質の取立金も一切之を徵收すべからず。

（六）差別的警察規則は之を實施すべからず。

第四條

第三條に定むる權利に關聯して左記諸項の特殊權利、特權及免除は電氣通信に關する限り合衆國及其の國民は「ヤップ」島に於て之を享有すべし。

（一）合衆國國民は同島に於て無制限の居住權を有すべく且合衆國及其の國民は日本國若は他の各國又は其の各自の國民と全然均等の地位に於て一切の動產不動產及之に關する利益（土地、建物、住居、事務所、工場及附屬物を含む）を取得し及保持するの權利を有すべし。

（二）合衆國國民は第三條の規定に從ひ同島に於て海底電信線を陸揚及運用し若は無線電信局を設置するが爲又は本條及第三條に定むる權利及特權を享有するが爲許可又は免許を受くるの義務を有せず。

（三）海底電信線又は無線電信に依る通信又は運用に關し検閲又は監督を行ふべからず。

（四）合衆國國民は其の身體及財產に付同島出入の完全なる自由を有すべし。

（五）海底電信線若は無線電信局の運用に關し又は財產、人若は船舶に關し租稅、港費若は陸揚に關する課金又は如何なる性質の取立金も一切之を徵收すべからず。

（六）日本國政府は合衆國又は其の國民が他の方法を以てしては同島に於て電氣通信の目的の爲必要なる財產又は便宜を得ること能はざる場合には之を同國又は其の國民に確保する爲公用徵收權行使すべし。

右徵收せらるべき土地の位置及面積は各場合の需要に從ひ兩國政府間に協定すべきものとす同島に於て電氣通信の目的に供せらるゝ合衆國又は其の國民の財產及便宜は公用徵收を受くることなるべし。

第三款 講和諸條約中に於ける通商經濟規定

對獨平和條約等の通商經濟に關する規定はウイルソン平和十四原則中の第三則に於て世界各國間に於ける一切の經濟的障壁除去と通商條件の均等とを確立すべきことを定め居れるに基くものである。之を具體的に規定すれば締約國民に對しては入國、旅行、居住、企業の自由及最惠國待遇を、各種動產、不動產の所有、租稅、手數料賦課等に對しては國民待遇を、締約國生産物に對しては最惠國待遇を、又締約國船舶に對しては内國船待遇を附與せらるべきである。帝國代表は所謂通商自由原則の下に以上各項の採用を講和會議に於て主張せんことを欲したものである。然るに右は殆ど其の目的を達せざりしに付、帝國の主張は聯盟規約第二十三條(6)號の下に、講和條約交渉後聯盟主催諸國際會議に之が貫徹を試むるの外なきに至つたことは前に述べた通りである。之れに反し對獨平和條約第二百六十四條乃至第二百六十七條、第二百七十一條乃至第二百七十三條、第二百七十六條乃至第二百七十九條に於て、帝國の主張は獨逸側の關する限り入國の問題以外略々充分に規定せらるゝところとなつた。講和條約交渉の際聯合國中には、更に進んで獨逸へ輸入の主要產物に對し關稅特遇を希望するものあり、本邦に於ても出來得べくば綢織物殊に羽二重に對し小村條約の規定する低關稅維持の規定を挿入せしめんことを欲したるも、右様獨逸側に對してのみ片務的に關稅自主權を束縛するは酷なりとの意見多數を占めたるに付、對獨平和條約第二百六十九條に於ては、獨逸が戰前即ち一九一四年七月三十一日實施したると同様の關稅率は平和條約實施後六ヶ月間のみ實施の義務を負ひ、其の後は之を引上ぐるも差支へなきことゝし、例外として一九〇二年十二月二十五日の獨逸關稅定率法第一類甲款（農產品）に包含せられたる貨物中、前記一九一四年七月三十一日に於て稅率協定のある物品並に各種の葡萄酒、植物油、人造綢絲及洗毛に付てのみ前記期間滿了後更に三十ヶ月稅率据置の利益を受くることゝした。更に大戰前獨逸の領土又は其の關稅

同盟地域たりしアルサス・ローレン、上部シレシア、又ルクザンブルグの生産貨物に對しては、新主權國たる佛蘭西又はボーランドに於て獨逸に對し無稅其の他の特別待遇を要求し得ることゝなつた（第二百六十八條）。尤も同盟及聯合國は第二百八十九條の規定により獨逸との間に歐洲大戰前有したる通商條約を復活するの自由を認められたるにより、若し帝國政府に於て欲すれば明治四十四年六月締結の日獨小村條約全部を復活するの自由を得たるも帝國政府は右權利行使せざることゝした。蓋し同條約中日獨通商航海條約及同特別相互關稅本文の内容は殆ど前記對獨平和條約第十編及第十二編に於て片務的本邦に有利に規定し居るところであり、又特別相互關稅條約附屬稅表乙號は、本邦產羽二重等に對し獨逸に於ける低關稅を拘束するを以て固より之が復活を希望するも、之が爲めには同時に甲號表も復活し、本邦は同號所載獨逸より輸入の革類、サリチール酸、キニーネ、染料、毛織絲、毛綿織物、發動機等に對する協定稅率の拘束を復活せざるべからざるが故に到底之を爲すべきでなかつた。依て本邦としては右對獨平和條約第二百八十九條の規定を利用し、大正九年七月九日付通告を以て明治三十三年九月二十九日遞信省令第七十四号公布の日獨兩國間船積量測度互認に關する取極を復活せしむるに止めた。

然るに如上對獨平和條約第十編乃至第十二編通商、航空、航海の自由均等に對する規定は其の效力を、條約效力發生後五ヶ年間に限定せらるゝことゝなつた。即ち同第二百八十條に於ては本款第一章通商關係、第二章第二百七十一條に規定する聯合國船舶に對する最惠國待遇及第四章第二百七十六條聯合國民の待遇に關する規定は、特別の明文なき限り其の期間を平和條約實施後五ヶ年に限定し、更に同條約第三百七十八條に於て港、水路及鐵道に關する重要規定は條約實施五ヶ年以後何時たりとも國際聯盟理事會に依り改正せらるべく、又右改正なき場合には獨逸は相互的利益を附與せざる對手國及其の地方に對し之を拒絕し得ることを規定した。尤も前記第二百八十條及第三百七十八條但書には獨逸が片務的に與へざるべからざる前記五ヶ年の期間は、國際聯盟理事會に於て延長し得べきことを規定した。

が、後述の通り其後の國際情勢により一切之を延長せざることに決定したるに付右五ヶ年後に於て各國とも獨逸との間に新通商條約を締結せざるを得ざるに至つた。右は當初一九一六年聯合國間の巴里經濟會議に於ても予想せられたる通りなるが如く、戰時に於ける聯合國側の經濟協調關係を戰後迄之を繼續せしむることは獨逸經濟回復上にも不可としたが爲めである。對獨平和條約第五編に於て獨逸が負擔するに至りたる軍備制限の義務は之を永久的規定としたるに對し、聯合國側は聯盟規約第八條により右獨逸の軍備制限を標準として、軍備制限を爲すの道義的義務を負ふに過ぎざりしが、通商自由に關し獨逸の有する義務は之と異り、平和條約實施五ヶ年後には右片務的制限が撤廢せられ相互的規定と變つたのである。而して獨逸政府は軍備制限條項に關しても聯合國側が聯盟規約第八條に基き相互的義務を實行せざるを名とし、一九三六年に至り右第五編に於て獨逸側の負擔する軍備制限義務の廢棄を宣言するに至つたが、聯合國側は之に對しても協調を失ひ何等對抗の手段を探るを得なかつた次第である。即ち通商規定に於ては平和條約實施五ヶ年後に於て聯合國は獨逸との間に新通商航海條約を締結し相互的に義務を負擔するに至つたが、軍備制限撤廢問題に付ては、聯合國側に於ける國際聯盟主催軍備制限會議が涉々しき結果を示さず、從て聯合國側の軍縮は充分行はれざる形勢となりしに付、之を理由とし獨逸は行動の自由を探るに至つたのである。

其の他對獨平和條約第十編經濟條項第一款通商關係第三章不正競爭に關する規定に於て、獨逸は不正競爭の防止に關し所定の行政措置を取り、又右防止に關し締結せらるべき國際條約に加入するの義務を規定し、同第三款金錢債務及第五款契約、時效、判決に於て歐洲大戰開始前獨逸國民と聯合國民との間に締結せられたる諸契約にして、戰爭の爲め實行の停止又は不能となりたるものに關し聯合國側に有利なる様種々の規定が設けられ、第四款財產、權利及利益に關する條項に於ては、大戰開始後聯合國政府が戰時措置により留置、管理、清算するに至りたる獨逸國民の財

産、權利利益の取得處分に關する規定を設け、第七款工業所有權に關する規定に於ては、聯合國が戰時工業所有權法により實施したる獨逸國民の工業所有權の取得を確認するところがあり、之に反し獨逸政府が大戰中管理したる聯合國民の工業所有權は、之を原權利者に回復せしむることとした。更に第十二編港、水路及鐵道、第二章港内自由地域に關する規定に於ては千九百十四年八月一日獨逸國諸港に存在したる自由地域の存續を規定する外、第五章に於てハーブルグ港及ステツティン港に於てチエツク・スロバキア國の爲め一定地域に自由區を設置するの義務を負はしめ、又第三章エルベ・オーデル、ニーメン及ダニューブ河に關する條項に於ても通過自由及貨率の均等を規定するところあつたが、是等の諸規定は其の性質上永久的規定となつたのである。尙獨逸は第二百八十二條により一八八四年、一八八六年及一八八七年の海底電線保護に關する條約其の他國際經濟交通に關する二十六個の一般條約に加名するとの義務を負ひ、又一九二四年國際聯盟に加入を許されたる後は、前記國際聯盟主催國際會議に於て成立せる自由通過條約、稅關手續簡捷條約、海港條約等にも加名するに至つたが、是等諸條約は通商の自由、均等待遇を保證する點に於て本邦政府の主張を満足し得るものであつたことは前述の如くであり、結局本邦も亦獨逸との新通商條約を調印せざるべからざるに至りしことは後述の通りである。

其の他同盟及聯合國とオーストリア、ハンガリー及ブルガリアとの平和條約中に於ても、通商航海の自由均等に關し對獨平和條約と同様の諸規定を有し、殊に對壘平和條約第二百二十條等に於て舊墮洪帝國の構成したるチエツコ、ボーランド、ハンガリイ等の間に五ヶ年の期間特惠關係を設定すべきを規定し、又對壘平和條約第二百二十一條及對洪平和條約第二百四條に於ては條約實施後三ヶ年間に限り舊墮及洪國に屬せる海港經由輸入貨物に對しては特別低關稅の維持を爲すべきことを約した。

第四款 講和會議の際締結せられたる諸通商條約

(甲) 新興國に關する條約

前に述べたる如く講和條約により新たに建設せられたボーランド及チエツコ・スロヴアキア並に右講和條約により新領土を獲得したるユーロー・スラビア、ルーマニア及希臘と主要聯盟國との間には、所謂少數民族保護條約なるものを締結し、右條約中に於て是等新興國領土内居住の少數民族の保護に關する詳細なる規定を設けたが、同條約中には更に是等諸國は一定の期間聯合國の通商航海に關する事項に付最惠國待遇を保障するところがあつた。即ちボーランドに關しては一九一九年六月二十八日ヴェルサイユに於て、チエツコ・スロブアキア及セルブ・クロワート・スロベニアに關しては同年九月十日サン・デエルマン・アン・レーイに於て、ルーマニアに關しては一九一九年十二月九日巴里に於て、又希臘とは一九二〇年八月十日セーヴルに於て何れも主たる同盟及聯合國たるアメリカ合衆國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國及日本を一方とし、ボーランドとの他是等の國何れか一を他の一方とし、右等目的を有する條約を締結するところあつた。右の中所謂少數民族保護に關しては、ボーランドとの條約に於て最も詳細なる規定を定め、就中第七條に於ては

「波蘭國民ハ法律ノ前ニ各人平等タルヘク且種族、言語又ハ宗教ノ如何ヲ問ハス同一ノ公權及私權ヲ享有ス。宗教、信條又ハ歸依ノ如何ハ波蘭國民カ公職ニ就キ、公務ヲ行ヒ又ハ榮典ヲ授與セラレ竝職業ニ從事シ又ハ產業ヲ營ムヘキ公權又ハ私權ノ享有ニ關シ何等ノ累ト爲ルコトナシ」

波蘭國民ハ私交、商取引、信教、新聞雜誌其ノ他各種ノ出版物又ハ公ノ集會ニ於テ如何ナル言語ヲ使用スルモ自由タルヘク右言語ノ自由タルニ付何等ノ制限ヲ加フルコトナシ」

波蘭國政府カ公用語ヲ定メタル場合ト雖波蘭語ニ非サル言語ヲ用キル波蘭國民ハ口頭タルト書面タルトヲ問ハス法廷ニ於テ其ノ言語ヲ使用スルニ付相當ノ便宜ヲ供與セラルヘシ」

と云ふが如き殆ど日本が講和會議に於て主張したる人種平等待遇案を具体化せる如き綿密なる規定を設くるところがあつた。之と等しくルーマニア國及チエツコ・スロヴアキア國との條約第一條乃至第十四條に於ては宗教又は言語上少數に屬する民族の保護に關し詳細なる規定を設け、セルブ・クロアート・スロヴェーヌ國、即ちユーロースラヴィア國との條約には第一條乃至第十一條に於て同様少數民族保護に關する詳細なる規定を設け、ルーマニア國との條約には第一條乃至第十二條に於て同様詳細の規定を設け、希臘との條約第一條乃至第十六條にも同様趣旨の詳細なる規定を設け居るが就中ルーマニア國との條約第七條及希臘との條約第六條に於ては、其の版圖内に居住するユダヤ人又は同領域内に生れたるユダヤ人に對して他國々籍を主張し得ざるものは當然ルーマニア國又は希臘國の國籍を取得すべきを規定せるは、人種平等確保の立場より注意すべき規定と言はざるを得ない。

備考 是等小數民族保護に關する新興國との條約前文は、當該新興國設立の沿革を判明せる點に付有意義なるに付参考の爲め之を掲げん。

一 ボーランド國との條約

「ボーランド國は其の制度を自由及正義の原則に合致せしめ且其の主義の下に立つ地域の住民に對し確固たる保障を與へんことを希望するにより本條約を協定す」

二 チエツコ・スロヴアキアとの條約

「一方に於て舊「ボヘミア」王國、舊「モラヴィア」侯領及舊「シレジア」公領と他の一方に於て舊墳地利洪牙利君主國の他の諸地方との間に從前存在せし結合は確定的に消滅したるに因り、「ボヘミア」の人民、「モラヴィア」の人民及「シレジア」の一部の人民並「スロヴアキア」の人民は「チエツコ・スロヴアキア」共和國なる名稱の下に單一にして主權ある獨立の一國を建設せが爲永久的結合を爲さむとすることを自己固有の意思を以て決定し且現實に右の結合を爲した

るに因り

「カルパート」山脈の南方に於ける「ルテーヌ」人は右の結合に加入したるに因り

「チエッコ・スロヴァキア」共和國は現實に前記の諸地方に主權行使するに因り且主權ある獨立の國として締約國に依りて既に承認せられたるに因り

一方に於て亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國及日本國は本日附の壊地利國との平和條約に從ひ定められたる又は定めらるべき境界内に於て國際團體の主權ある獨立の一員として「チエッコ・スロヴァキア」國を承認したることを確認し

他の方に於て「チエッコ・スロヴァキア」國は其の制度を自由及正義の原則に合致せしめ且其の主權の下に移りたる諸地方の總ての住民に對し之が確實なる保障を與へむことを希望し

締約國は壊地利國との前記平和條約第五十七條の規定の履行を確保せむことを冀ひ本條約を締結せり」

(参照) 對換平和條約第五十七條

「チエッコ・スロヴァキア」國は其の人口の多數と種族、言語又は宗教を異にする住民の利益を同國內に於て保護する爲主たる同盟及聯合國が必要と認むる規定を該諸國との條約中に設くることを約諾す

「チエッコ・スロヴァキア」國は他國民の通商に關し通過の自由と制度の衡平とを保護する爲主たる同盟及聯合國が必要と認むる規定を該諸國との條約中に設くることを均しく約諾す

三 ルーマニア國との條約

「ルーマニア國は舊ルーマニア王國の一切の住民及新に譲受けたる諸地方の一切の住民が如何なる種族、言語又は宗教に屬するを問はず自由及正義の確實なる保障を之に與へむとするの希望を自國固有の意思に於て有するに因り

此等諸國は共同審議の後本條約を締結することに一致す」

四 希臘との條約

「此等諸國は千九百十三年一月一日以後希臘王國が廣大なる領域を取得したることを思ひ

自國領域内に居住する人民に對し從來出身地、言語及宗教の如何を問はず權利の平等を許與したる希臘王國が右權利を確認し且之を同國に併合せらるべき地域の人民に及ぼし以て自由と正義との原則に從ひ此等人民を統治するの完全なる保障を右人民に與へむと欲することを思ひ
希臘國が特定の國に對し契約したる一定の義務は之を免除し且右義務は國際聯盟に對する義務を以て之に代らしめざるべからざることを思ひ
最後に希臘が一定の國に對し契約したる他の義務にして希臘國の完全なる對内主權を制限すべきものは又之を免除するを要するを以て
之が爲締約國は左の如く條約を締結せり」

更に上記新興國との間に締結したる所謂少數民族保護條約中に於ては少數民族保護の外恰も是等新興國が、戰敗國又はA式委任統治地域に於けるが如き態度を以て主たる同盟及聯合國又は聯盟各國の通商航海保護に付規定するところがあつた。即ち上記主たる同盟及聯合國とチエッコ國との條約第十五條に於ては、主たる同盟國及聯合國は相互條件の下に其の首都に外交代表者を任命駐劄せしめ並に相互版圖内の都市及港に總領事、領事等を駐在せしめ是等の總領事、領事等は一切の便益、特典及免除に付最惠國待遇を許與すべきを規定し、第十六條に於てチエッコ・スロヴァキア國政府に於て新たに關稅を定むる迄同盟國又は聯合國の生産物は、同國に於て一九一四年七月一日に於ける壊洪國關稅率に依り又は最惠稅金より高き稅金を課せらるべきことなきを規定し、第十七條に於てチエッコ・スロヴァキア國は、他國に通商上の衝突待遇を與ふるの目的を以て國際聯盟の主宰により本條約實施後五ヶ年の期間内に締結せらるべき一般條約に同國の參加を妨ぐる何等の條約又は取極を締結せず、又何等の措置を執らざることを約し、更に同國は一九一四年八月以後同盟國又は聯合國と交戦したる諸國中の何れか一國に對し、前記五ヶ年の期間に於ける關稅上の恩典又は特權は之を右同盟國又は聯合國に均霑せしむべきことを約し（但し壊國との平和條

ことは前述の通りである。第十八條に於て前記一般條約の締結せらるゝに至る間チエツコ・スロヴァキア國は、一切の同盟國及聯合國の船舶に對し相互條件の下に自國船又は最惠國待遇を與ふべきことを規定し、第十九條に於て同國は交通及通過の自由を確保維持する爲の一般條約が國際聯盟の主宰の下に締結せらるゝに至る迄同盟國若くは聯合國の人、貨物、船舶、客車、貨車及郵便物に對し通過の自由を與ふべきことを規定し、第二十條に於て同國は郵便、電信及無線電信、鐵道、衛生其の他に關する第一附屬書に於て列記する十七個の一般條約に本條約締結の日より十二ヶ月の間に加入することを約し、又同國政府は第二附屬書に列記する一八九一年四月十四日の馬德里取極に對し十二ヶ月以内に之に加入することを欲するや否やを國際聯盟事務總長に通告することを約した。而して右第十七條に規定する一般通商衡平待遇に關する一般條約は、後に示すが如く稅關手續簡捷に關する國際條約の外締結せられざりしが故に、右前段の規定は右稅關手續簡捷に關する條約に加入するの義務を負ひたるに止まつた。又後段に規定せる最惠聯合國は新たにチエツコ國と新通商條約の締結により最惠國待遇を確保するの必要を見るに至つたことは後に述べる通りである。尤も第十九條通過の自由に關する一般條約は後に述ぶる如く其の成立を見たりしが故に、チエツコ國は本條約に加入するに至つたのである。同様ユーロラヴィア國との條約第十二條に於ては同國が一九一四年八月一日又は其の後に於て締結したる條約により負擔する一切の義務は同盟國及聯合國に對し拘束せらるべきを規定し、第三條乃至第十五條に於てはチエツコとの條約第十七條乃至第十九條に於けると同様の規定を設くるところありしに付、「ユ」國は一般條約加入に對する義務に付てはチエツコと同様の立場に立つに至つた。又ルーマニアとの條約第十條乃至第十五條に於ては前記チエツコとの條約第十七條乃至第十九條と同一の規定を設け、同様希臘との條約第十

七條乃至第十九條に於ては、前記チエツコとの條約第十七條乃至第十九條と同一内容を有する規定を設けた。尙ニ一
ゴスラヴィア國との條約第十六條、ルーマニア國との條約第十七條、希臘國との條約第二十條に於ては各々前諸條約
に依り同盟及聯合國に附與せらるべき一切の權利及特權は國際聯盟國たる一切の國をして均しく之を取得せしむべし
と規定したるは聯盟擁護の趣旨より注意を要すべく、即ち聯盟國に對し同盟及聯合國と同一の權利を附與せんとする
の建前を採つたのである。

卷一 般條約

(4) 一八八五年柏林一般議定書の改正に關する條約所謂コングー盆地條約
本條約は對墺平和條約と同じく一九一九年九月十日サンジエルマン・アン・レイに於てアメリカ合衆國、白耳義、英帝國、佛蘭西、伊太利、日本及葡萄牙との間に調印せられたるものなるが、其の目的たる曩に一八八五年二月二十六日柏林に於て署名の阿弗利加コンゴー河流域に關する柏林會議一般議定書を其の後に於ける國際情勢に適應するやう改正せんとするにあるのである。元來右一八八五年柏林一般議定書は、阿弗利加大陸中當時未だ詳知せられず、又は政治組織の充分ならざる地方にして奴隸制度及奴隸賣買尙盛に行はれたる地方に於ける一般諸國の通商上及文化上の行動を指導すべき一般原則を定めたるものであるが、同第四條により二十年を期間として定められ、又輸入稅免除の制度が一八九〇年七月二日プラツセル宣言書により十五ヶ年を暫定期間として定められたものであつたに拘らず、其の後何等の修正取極が成立せられざりしが故に、講和會議に於て關係國が會同せるを利用し、將來に於ける國際紛爭を避けんが爲め右伯林及プラツセル議定書制定に係る一般的原則を近代の要求に適合する規定を以て代へんとするにあつた。本邦政府に於ては珍田（駐英大使）、松井（駐佛大使）、伊集院（駐伊大使）三全權により主要同盟國

の一として本條約に調印することとなつた。本條約の重要な規定は第一條なるが、同條に於て「署名國ハ本附屬書ニ掲グル一八八五年二月二十六日柏林一般議定書第一條所定ノ境界内其ノ權力ノ下ニ置カレタル地域ニ於テ各自國民及本條約ニ加入スル國際聯盟國タル諸國ノ國民ノ間ニ通商上ノ完全ナル均等ヲ維持スルコトヲ約ス」と云ふにあり、第二條に於ては是等第一條に掲ぐる地方内に本條約署名國國民及本條約に加入する國際聯盟國の諸國の國民に屬する商品は第一條に掲ぐる地方内に於ける搬入の自由、商品の輸出入及通過の自由、船舶の通航及寄港に關する無差別待遇を規定し、第三條に於ては是等地域内に於ける右署名國國民の身體、財產及職業の保護及動産不動産の取得移轉に關し最惠國待遇を定め、第四條に於て是等地域に於て各國が自由に其の財產を處分し、且右地域の天然富源開發の爲利權を保有するに付何等の差別待遇を設けざることを定め、第五條に於てニジエール河及其の派川、捌口に對する航行の自由及均等待遇を定め、第六條に於て航行の自由及航行に關する手數料金は何等の差別待遇を設けざることを定め、第七條に右河線第五條に掲ぐる河川及湖水に付同一の自由を有すべきこと及右水路補修の目的を以て設けられる道路、鐵道又は傍系運河に付同様均等に開放せらるべきを定め、第十一條に於て土著人民の保護及奴隸制度の禁止及文化事業の保護及宗教の自由を定め、第十二條に於て本條約の適用に關し紛争を生ずる場合には聯盟規約の規定に従い仲裁裁判に付すべきことを定め、第十三條に於て舊條約の規定は本條約により修正せらるべきを定め、第十四條に於て阿弗利加諸地方に權力を行使する國及國際聯盟國たる右柏林議定書等の加入國は本條約に加入することを定め、第十五條に於て本條約實施の日より十年の期間滿了の際經驗上必要と爲れる修正等には本條約に拘らず會合すべきを定めた。本條約の内容は帝國の採用する通商自由の原則を世界各地に適用すべしとの原則を具體化せるものとして最も満足すべき一般條約である。又本條約の利益を受くる客體を締約國生産物とせず、締約國民即ち締約國に所屬する人民が均等待遇を受くると爲したるところは注意する點である。

更に前記B式委任統治地域となりたる獨領中部阿弗利加地方中コンゴー流域に屬するものは右統治條項とは獨立し、右伯林條約の適用區域として通商の自由均等の原則の適用を受くべき地域なりしことは注意を要するところである。即ち佛領委任統治地域に編入せられたるカメルンの西北部及トーゴランド以外の地域は全部一八八五年二月二十六日の柏林一般議定書第一條に於て通商の自由が認められたる地域内に包含せられ居るのである。尙本條約は本邦に於て大正十一年四月六日批准書を寄託した。

(d) 阿弗利加に於ける火酒類取締に關する條約及議定書

本條約は文化的見地から阿弗利加内地に於ける土人に火酒類賣買を取締らんとする目的により講和條約締結の際主要聯盟國其の他の間に一九一九年九月十日調印、大正十一年四月六日批准書寄託を見たのである。

(e) 國際航空に關する條約

右は國際航空機に關し通過の自由を定めたるもので同様講和會議の際主たる同盟及聯合國及關係國の間に一九一九年十月十三日調印せられたるものである。其の後本邦政府に於ては本條約の解釋に付専門的技術を要するところ多きが爲め之が批准手續上審議に困難を感じたが結局本條約の加盟國となるも、國際航空路建設等に付差したる義務經費を要せざること明かになりたる結果之が批准手續を完了、大正十一年六月一日批准書を寄託するに至つたのである。

(f) 國際阿片條約實施に關する議定書

右は主として支那に關する阿片の賣買を國際條約を以て取締らんとする目的にして其の目的とするとところ(ア)阿弗利加内地に於ける土人に火酒類賣買を國際條約を以て取締らんとしたると同一の趣旨に出づるものである。元來本條約は明治四十四年(一九一二年)一月二十三日海牙に於て獨、米、支、佛、英、伊、日、蘭、波斯、葡、露、暹の十二ヶ國間に調印せられたるものであるが、其の後調印國中批准せざるものありし爲め平和條約調印の機會に

之が實施に關する措置を探りたるものである。即ち對獨平和條約第二百九十五條に於て「締約國ニシテ千九百十二年一月二十三日海牙ニ於テ署名セラレタル阿片條約ニ未タ署名セサルモノ又ハ署名シタルモ未タ之ヲ批准セサルモノハ該條約ヲ實施スヘキコトニ同意ス」と規定したるところ、本邦は當時右阿片條約を批准し居らざりしに付、大正九年一月十日對獨平和條約批准寄託と同時に右阿片條約をも批准實施することとなつたのである。尙右阿片條約は其の後大正十四年（一九二五年）二月十九日の壽府に於ける第二回阿片會議に於て改正條約締結せられ、右改正條約を批准せる本邦其の他の締約國間に於ては原條約第一章、第三章及第五章の規定は廢棄せられたのである。

(6) スピツベルゲンに關する條約

本條約の目的たる「ス」島は元來諸威、丁抹、瑞典等との間に領土權の歸屬決定せず、從來國際紛爭の原因となりたること多き爲め講和條約交渉の際紛争解決の目的を以て大正九年二月九日調印を見るに至つたのである。本條約は關係諸國と主要同盟聯合國との間に締結せられ、丁抹に對スピツベルゲンの領土主權を附與すると同時に右主權國たる丁抹をして調印國及國際聯盟諸國にして本條約に加入したるものに對し同島に於て通商、企業、航海に對し自由開放を認めしめたるものである。

(7) 國際冷凍協會を巴里に創設することを目的とする國際條約

本條約は平和條約交渉の際を利用し大正九年六月二十一日調印せられたるものなるが、其の目的たる國際冷凍協會を巴里に創設し、各國をして右冷凍に關する有益なる諸情報を交換せしめ以て冷凍法に關し科學上又は技術上の發達を計らんとするものである。本邦に於ては大正十三年三月四日批准書寄託を了した。

(8) 支那改訂關稅及黃浦江の改修に關する追加協定

對獨平和條約第二百二十九條に於ては支那の爲めに曩に第三章第五節第一款中に述べたる一九〇二年（明治三十五年）八月二十九日上海に於て調印の支那輸入關稅の現實五分改訂に關する協定並に北京に於て北京議定書に基き獨、撲、白、西、米、佛、英、伊、日、蘭、露國代表間に調印せられたる黃浦江に關する千九百五年九月二十七日の協定及千九百十二年四月四日追加假協定を締約國全部に於て承認すべきことを規定した。前者は既に本邦其の他主要關係國に於ては承認實施済のものに屬するも後者即ち黃浦江改修に關する諸協定は其の内容は黃浦江改修の爲め上海に於て領事團監督の下に黃浦江改修局を設置すべきこと及之が經費は支那政府に於て年額四十六萬兩を醸出する外、上海出入貨物中有稅品に對し關稅の百分の三を無稅品に對し從價千分の一半を賦課し得べきを定めたるものであるが、本邦その他の關係國は對獨平和條約の批准により之を確認することとなりたるものである。

上記講和條約締結の際調印せられたる諸一般條約は其の趣旨とするところは聯盟國間に於ける通商の自由均等待遇を確保する點に於て帝國の主張より見て甚だ有益なるものと認められたるに付、帝國は主たる聯盟國として不取敢之に調印したる後、外務省平和事務局等をして充分之が審議に當らしめたる後全部大正十三年迄に之が批准を完了したものである。蓋し帝國は對獨平和條約に於て主たる同盟及聯合國の一員として調印したるが故に、從來本邦と全く關係なかりし阿弗利加内地、スピツベルゲン等に關する一般條約に對してすら締結當事國となりたる次第である。而して是等諸條約の實施は大戰後大に發展したる本邦通商に對し甚だ有利なる影響を及ぼし、本邦貿易は是等通商自由地域に向つて多大の増進を見るに至つたのである。又如何に帝國の主張する通商自由均等の原則が、本邦通商發展の爲め有利なりしやを是等諸條約適用地域に於て如實に知るを得たるものである。